

財政的援助団体等監査の結果 に基づく措置事項

令和元年度

佐賀県監査委員

令和2年2月12日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号第199条第12項の規定により佐賀県知事及び佐賀県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年5月18日

佐賀県監査委員	久本 智博
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	土井 敏行

目次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1	出資団体関係	
	【団体に対するもの】	
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（医務課）	1
	佐賀県道路公社（道路課）	1
1 - 2	補助金等交付団体関係	
	【団体に対するもの】	
	公益財団法人佐賀県国際交流協会（国際課）	2
	社会福祉法人はる（障害福祉課）	2
	特定非営利活動法人風のつばさ（障害福祉課）	3
	【所管課に対するもの】	
	国際課（公益財団法人佐賀県国際交流協会）	4
	障害福祉課（社会福祉法人はる）	4
1 - 3	公の施設の指定管理団体関係	
	【所管課に対するもの】	
	障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス[佐賀県立点字図書館]）	5
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	6
2 - 1	各団体に対するもの	
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（健康増進課）	6
	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（男女参画・女性の活躍推進課）	6
	公益財団法人佐賀県国際交流協会（国際課）	7
	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会（園芸課）	7
	一般社団法人佐賀県畜産公社（畜産課）	8
	公益財団法人佐賀県消防協会（消防防災課）	8
	学校法人福岡保健学院（法務私学課）	9
	社会福祉法人はる（文化課、障害福祉課）	9
	一般社団法人佐賀県バスケットボール協会（スポーツ課）	10
	特定非営利活動法人風のつばさ（障害福祉課）	10
	医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院（医務課）	10
	武雄市商工会（経営支援課）	11
	職業訓練法人武雄職業訓練運営会（産業人材課）	11
	浜玉畑総土地改良区（農地整備課）	11
	鹿島嬉野森林組合（林業課）	12
	佐賀県有明海栽培漁業推進協議会（水産課）	12
	佐賀県人権・同和教育研究協議会（学校教育課）	13
	肥前さが幕末維新博推進協議会（文化課）	13
	佐賀県大規模国際スポーツ大会キャンプ誘致推進協議会（スポーツ課）	14

虹の松原保護対策協議会（有明海再生・自然環境課）	14
株式会社マベック（建築住宅課）	15

2 - 2 各所管課・関係課に対するもの

【補助金等交付団体関係】

消防防災課（公益財団法人佐賀県消防協会）	16
法務私学課（学校法人福岡保健学院）	16
空港課（株式会社読売旅行ほか）	17
文化課（社会福祉法人はる）	17
スポーツ課（一般社団法人佐賀県バスケットボール協会）	18
循環型社会推進課（株式会社百姓屋）	18
長寿社会課（社会福祉法人嬉野町社会事業助成会ほか）	19
長寿社会課（医療法人財団友朋会ほか）	19
長寿社会課（株式会社 Nursing Care Plus ほか）	19
長寿社会課（社会福祉法人光の園）	20
障害福祉課（社会福祉法人はるほか）	20
医務課（医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院ほか）	21
健康増進課（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館）	22
健康増進課（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館）	22
こども未来課（一般社団法人私立幼稚園・認定こども園退職金社団）	22
こども未来課（学校法人真生学園ほか）	23
産業人材課（職業訓練法人武雄職業訓練運営会）	23
生産者支援課（鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会）	23
林業課（鹿島嬉野森林組合）	24
水産課（佐賀県有明海栽培漁業推進協議会）	24
河川砂防課（水源地域連携・活性化促進協議会）	25

【指定管理団体関係】

男女参画・女性の活躍推進課（公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 [佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター]）	26
建築住宅課（株式会社マベック、川原建設株式会社[県営住宅等]）	26

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 出資団体関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
所 管 課	医務課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年 10 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 診療報酬の請求漏れがあった。</p> <p>初診患者を救急医療用ヘリコプター内で診療を行った場合は、他の医療機関に搬送する場合等も救急搬送診療報酬を請求できるにもかかわらず請求していなかった。</p> <p>(請求漏れの件数、金額)</p> <p>平成 26 年度 13,000 円 × 76 件 = 988,000 円</p> <p>平成 27 年度 13,000 円 × 88 件 = 1,144,000 円</p> <p>平成 28 年度 13,000 円 × 76 件 = 988,000 円</p> <p>平成 29 年度 13,000 円 × 106 件 = 1,378,000 円</p> <p>平成 30 年度 13,000 円 × 95 件 = 1,235,000 円</p> <p>計 441 件 5,733,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>請求可能な過去 3 年分のレセプトについては、追加請求手続を進めている。</p> <p>今後の再発防止にあたり、マニュアルの改定及び毎月の調査を実施し、改善を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県道路公社
所 管 課	道路課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年 10 月 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 工事費の支出で適正でないものがあつた。</p> <p>請負業者からの申出により、資材の変更に伴う設計変更（単価変更）を行っていたが、請負業者が同一の資材を別物と誤認していたもので、設計変更すべきでなかった。</p> <p>また、単価変更の際し、単価決定要領に基づき 3 社以上から見積を徴取して決定すべきところ、請負業者のみの見積による単価を採用し、当初の単価より高価となり、過大支出していた。</p> <p>工事名 有料道路維持補修工事 (ラジオ再放送設備)</p> <p>契約額 49,255,360 円</p> <p>過大支出額 1,150,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過大支出額分については、請負業者から令和 2 年 5 月末までに返還される。</p> <p>今後、再発防止のため、チェックリストを作成し、工事打合せ簿の内容確認や 3 社見積など県の規定等の遵守を徹底する。また、工事設計書等のチェック体制を強化する。</p>

1 - 2 補助金等交付団体関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県国際交流協会																		
所 管 課	国際課																		
監 査 執 行 年 月 日	令和元年9月17日																		
<p>(監査の結果)</p> <p>(2) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>控除すべき民間助成金等を補助対象経費に含めて実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 124,400 円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">31,737,600 円</td> <td style="text-align: right;">31,862,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">31,737,600 円</td> <td style="text-align: right;">31,862,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">124,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">124,400 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	31,737,600 円	31,862,000 円	補助金額	31,737,600 円	31,862,000 円		(差額)			124,400 円			124,400 円		<p>(措置の内容)</p> <p>過大受領を行った額については、補助金を返還した。</p> <p>所管課と今後の事務適正化について協議し、職員に周知を図つた。</p>
	(正)	(誤)																	
補助対象経費	31,737,600 円	31,862,000 円																	
補助金額	31,737,600 円	31,862,000 円																	
	(差額)																		
	124,400 円																		
	124,400 円																		

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人はる																		
所 管 課	障害福祉課																		
監 査 執 行 年 月 日	令和元年9月30日																		
<p>(監査の結果)</p> <p>(3) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助対象経費に補助対象外経費の施設、備品等が含まれており、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 1,509,000 円</p> <p>放課後等デイサービス施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">40,678,282 円</td> <td style="text-align: right;">55,491,145 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">30,508,000 円</td> <td style="text-align: right;">32,017,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">14,812,863 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,509,000 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	40,678,282 円	55,491,145 円	補助金額	30,508,000 円	32,017,000 円		(差額)			14,812,863 円			1,509,000 円		<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象経費の過大分について内容を修正した実績報告書を令和2年3月18日付けで再提出した。</p> <p>過大に受領した補助金については、令和2年4月8日までに返還する予定である。</p> <p>今後、補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、補助対象外経費を除いて適切に算定する。</p>
	(正)	(誤)																	
補助対象経費	40,678,282 円	55,491,145 円																	
補助金額	30,508,000 円	32,017,000 円																	
	(差額)																		
	14,812,863 円																		
	1,509,000 円																		

監査対象団体	特定非営利活動法人風のつばさ
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	令和元年6月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業で取得した財産の管理で適正でないものがあった。</p> <p>補助事業により整備した建物に、設定することが認められない根抵当権を設定していた。加えて、補助事業者とは別法人の債務の担保としても、当該建物を提供(根抵当権を設定)していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>現在、根抵当権を抹消し、抵当権を設定し直す手続きを金融機関に対して行っている。</p> <p>また、知事に対しては抵当権設定の承認申請を令和2年1月29日付けで行っている。</p> <p>今後、補助事業の実施にあたっては、交付の条件を十分に確認し、遵守するよう徹底する。</p>

【所管課に対するもの】

所 管 課	国際課																		
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県国際交流協会																		
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>実績報告書に添付された補助事業に係る収支決算書では、補助金収入が補助事業に係る支出額を上回っており、補助金の過払が生じることが確認できるにもかかわらず、これを精査せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 124,400 円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">31,737,600 円</td> <td style="text-align: right;">31,862,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">31,737,600 円</td> <td style="text-align: right;">31,862,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">124,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">124,400 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	31,737,600 円	31,862,000 円	補助金額	31,737,600 円	31,862,000 円		(差額)			124,400 円			124,400 円		<p>(措置の内容)</p> <p>過大交付を行った額については、補助金を返還させるとともに、団体と協議を行い、今後の事務の適正化について指導を行った。</p> <p>今後は適切な実績確認を行い、再発防止に努める。</p>
	(正)	(誤)																	
補助対象経費	31,737,600 円	31,862,000 円																	
補助金額	31,737,600 円	31,862,000 円																	
	(差額)																		
	124,400 円																		
	124,400 円																		

所 管 課	障害福祉課																		
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人はる																		
<p>(監査の結果)</p> <p>(3) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>実績報告書に添付された工事内訳書や図面等で補助対象外経費が含まれていることが確認できるにもかかわらず、これを精査せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 1,509,000 円</p> <p>放課後等デイサービス</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">40,678,282 円</td> <td style="text-align: right;">55,491,145 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">30,508,000 円</td> <td style="text-align: right;">32,017,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">14,812,863 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,509,000 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	40,678,282 円	55,491,145 円	補助金額	30,508,000 円	32,017,000 円		(差額)			14,812,863 円			1,509,000 円		<p>(措置の内容)</p> <p>修正した実績報告書を令和2年3月19日付けで再提出し、九州厚生局での補助金額の再確定手続きを行っている。</p> <p>再確定後、補助金返還の手続きを進める。</p> <p>今後は、実績報告時の審査において補助対象外経費が含まれていないかどうか審査を徹底する。</p>
	(正)	(誤)																	
補助対象経費	40,678,282 円	55,491,145 円																	
補助金額	30,508,000 円	32,017,000 円																	
	(差額)																		
	14,812,863 円																		
	1,509,000 円																		

1 - 3 公の施設の指定管理団体関係

【所管課に対するもの】

所 管 課	障害福祉課																				
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀ライトハウス																				
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 管理委託料を過大に交付しているものがあった。</p> <p>この指定管理事業は消費税法上非課税となっている。したがって管理委託料の消費税の算定にあたり、人件費などの消費税が課税されないものと物品購入など消費税が課税されるものに区分して積算すべきところ、これを行わず 1,566,000 円 (平成 26 年度～平成 28 年度管理委託料) を過大に交付していた。</p> <p>この過大な管理委託料は、各年度の指定管理業務の経費に使用されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、適切に管理委託料の積算を行うとともに、内部チェックの徹底を図ることとした。</p>																				
<p>表 管理委託料の正誤 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額(誤)</th> <th>交付額(正)</th> <th>過大交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>23,496</td> <td>22,974</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>23,496</td> <td>22,974</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>23,496</td> <td>22,974</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70,488</td> <td>68,922</td> <td>1,566</td> </tr> </tbody> </table>		年度	交付額(誤)	交付額(正)	過大交付額	26	23,496	22,974	522	27	23,496	22,974	522	28	23,496	22,974	522	計	70,488	68,922	1,566
年度	交付額(誤)	交付額(正)	過大交付額																		
26	23,496	22,974	522																		
27	23,496	22,974	522																		
28	23,496	22,974	522																		
計	70,488	68,922	1,566																		

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

監査対象団体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
所管課	健康増進課
監査執行年月日	令和元年10月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 補助事業に係る支出についての証拠書類が整理されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。 補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費が含まれていた。また、実績報告に際し、実績額で算定すべき補助対象経費を概算額で算定し、補助対象経費の内訳が大きく誤っていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 14,923,124 円 15,053,581 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">130,457 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>支出の一覧表に基づき証拠書類の整理を行った。</p> <p>支出の都度、一覧表に整理を行うこととした。また、事業担当者とは別に窓口担当者を設け、実績報告に際しては、窓口担当者が確認のうえ実績報告を提出することとした。</p>

監査対象団体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
所管課	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和元年10月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 施設の使用許可に係る事務手続きに関し、適正でないものがあった。 指定管理者の施設の管理業務の範囲外となる事務室等を財団が使用していることから、その区域の使用許可手続きが必要となるが使用許可申請書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 指定管理事業に係る規定に関し、適正でないものがあった。 視聴覚ライブラリーの管理運営に関する業務のうち、教材・機材の貸出しについて、県の業務仕様書とは異なる予約受付時期、貸出期間を定めて貸出しを行っていた。</p> <p>(3) 指定管理事業に係る支出事務に関し、適切</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>令和元年9月24日付けで行政財産使用許可申請を行い、同日付けで使用許可された。</p> <p>令和元年9月19日付けで仕様書の視聴覚ライブラリーの教材・機材の貸出しに関する年度協定書の変更協議を行い、10月1日付けで変更年度協定書を締結した。</p> <p>今後は、助成財源を指定管理委託料とその他</p>

<p>でないものがあった。 指定管理運営業務と異なる業務に従事する財団職員に対する自己啓発促進助成を指定管理委託料の経費としていたが、指定管理委託料での支出は適切でなく、他の業務委託料の経費とすべきであった。</p> <p>助成金額 192,430 円</p>	<p>の収入とに明確化して、適正な執行に努める。</p>
---	------------------------------

監査対象団体	公益財団法人佐賀県国際交流協会
所管課	国際課
監査執行年月日	令和元年9月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。 補助金の実績報告書が提出期限内に提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、速やかに実績報告書の提出を行った。今後は、適正な事務執行に努める。</p>

監査対象団体	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会
所管課	園芸課
監査執行年月日	令和元年9月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 資産運用の事務手続きに関し、適正でないものがあった。 団体の資産管理運用規程で、預金の額面が1億円を超えるものは、資産の運用を決定するにあたって理事長の決裁を受けなければならないと規定されているが、理事長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>事務所内に資産管理運用規程を貼り、職員がいつでも確認できる体制を取るとともに、複数の職員によるチェック体制を取った。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県畜産公社
所 管 課	畜産課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年 10 月 16 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 決裁事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>役員の出張同について、専務理事が決裁を行っているが決裁権限について規定した職務権限表では理事長が決裁を行うこととなっている。</p> <p>職務権限表の改正等対応を検討されたい。</p> <p>(2) 会計事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>平成 29 年度会計に計上すべき固定資産を平成 30 年度会計に計上していた。</p> <p>固定資産 テラル送風機部品 金額 710,000 円 (消費税抜き) 納品日 平成 30 年 3 月 26 日</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>令和元年 11 月 7 日に令和元年度第 2 回理事会を開催し、職務権限表を改正した。</p> <p>今後は適正な会計処理を行うよう複数の担当者で確認するようにし、再発防止を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県消防協会
所 管 課	消防防災課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年 7 月 4 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、旅費の計算誤りや団体の運営業務との費用の按分誤りにより、補助対象経費が過大に積算されていた。</p> <p>(正) (誤) 補助対象経費 7,653,309 円 8,366,094 円 (差 額) 712,785 円</p> <p>(2) 団体の規程で検討を要するものがあった。</p> <p>団体の旅費規程では、旅費の調整は減額調整のみ規定されているが、宿泊費の実費が定額を超える場合に、増額調整しているものがあった。運用と規定が整合するよう、見直しを検討されたい。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>今後は、補助事業に係る対象経費の積算にあたっては、補助対象外経費を除外して計算するなど適切な積算を行う。</p> <p>監査での指摘を受け、令和元年 7 月 5 日付けで旅費規程の見直しを行った。</p>

監査対象団体	学校法人福岡保健学院
所管課	法務私学課
監査執行年月日	令和元年10月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助金額の算定基礎となる補助対象生徒数は、収容定員の合計を上限とされているが、誤って収容定員の合計を超える在籍生徒数で申請し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 18,000 円</p> <p>(正) (誤)</p> <p>補助金額 3,000,000 円 3,018,000 円</p> <p>(差額)</p> <p>18,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業実績報告書を令和元年9月25日付けで再提出した。</p> <p>過払金分は令和元年10月9日に返納した。</p> <p>今後の再発防止にあたり、交付要綱等を再度確認し、同様の誤りが生じないように留意しながら取り組んできており、申請及び実績報告時の確認の強化を図っていく。</p>

監査対象団体	社会福祉法人はる
所管課	文化課、障害福祉課
監査執行年月日	令和元年9月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業費補助】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費が含まれていた。</p> <p>(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 8,987,003 円 9,621,656 円</p> <p>(差額)</p> <p>643,653 円</p> <p>実績報告書の提出日が、期限である会計年度終了日を過ぎていた。</p> <p>【平成29年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</p> <p>(2) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助事業により整備した建物に、知事の承認を受けないで抵当権を設定していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象経費について内容を修正した実績報告書を再提出した。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないように留意して補助事業に取り組んでいく。</p> <p>補助財産の財産処分(抵当権の設定)承認申請を令和元年10月11日付けで提出した。</p> <p>今後、補助事業の実施にあたっては、交付の条件を十分に確認し、遵守するよう徹底する。</p>

監査対象団体	一般社団法人佐賀県バスケットボール協会
所管課	スポーツ課
監査執行年月日	令和元年7月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>障害者スポーツの普及のため、当日の映像を用いてプロモーションビデオを制作しているが、その活用計画の策定と財産台帳等での管理を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>プロモーションビデオの活用計画を策定、財産管理台帳を作成し、令和元年8月5日付けで提出した。</p>

監査対象団体	特定非営利活動法人風のつばさ
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	令和元年6月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>(2) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の備品等が含まれていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 36,544,070 円 37,549,440 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">1,005,370 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、補助対象外経費を除いて適切に算定する。</p>

監査対象団体	医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院
所管課	医務課
監査執行年月日	令和元年7月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、実績報告書に補助金算定の基礎となる保育児童数、保育士数を誤って記載していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>保育児童数及び保育士数を託児日誌から実績報告書に転記する際、記入後の再確認を徹底する。</p> <p>確認については一人で行わず、別の者が再確認を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	武雄市商工会
所 管 課	経営支援課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年7月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、賃金の算定を誤り補助対象経費が過大となっていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 4,935,065円 4,941,265円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">6,200円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は賃金等の報告には規定を確認する等して再発防止に努めていく。</p>

監 査 対 象 団 体	職業訓練法人武雄職業訓練運営会
所 管 課	産業人材課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年8月19日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の土地の賃借料が含まれていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 6,257,963円 6,267,963円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">10,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘事項の担当者周知を図り、土地賃借料を速やかに第2号経費計上から除外し、対象外経費として計上した。</p>

監 査 対 象 団 体	浜玉畑総土地改良区
所 管 課	農地整備課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年7月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業者は、補助事業を行うため、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求め、その提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないとしているが、指名停止に関する申立書の提出を求めないまま、競争入札等に参加させ落札決定しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>競争入札等については、見積書を依頼する際に指名停止に関する申立書の徴求を文書により行うこととした。</p> <p>また、実際に指名停止に関する申立書が提出されたかについて、複数の職員による確認を徹底することとした。</p>

監 査 対 象 団 体	鹿島嬉野森林組合
所 管 課	林業課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年7月18日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>現場労働者の社会保険等の加入状況に応じて定める加算率を乗じて補助金を算定することとされているが、加算率を一部誤って補助金交付申請を行い、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>過大補助金受領額 1,640 円</p> <p>(正) (誤)</p> <p>補助金額 16,017,920 円 16,019,560 円</p> <p>(差額)</p> <p>1,640 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>森林組合内において、今回の件を理事会の場で報告し、職員に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>今後の再発防止にあたり、事業担当者と社会保険担当で現場労働者の社会保険加入状況の確認を徹底していく。</p> <p>過大補助金受領分は、令和2年度に返納するよう所管課と調整中である。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県有明海栽培漁業推進協議会
所 管 課	水産課
監 査 執 行 年 月 日	令和元年6月4日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象経費の算定で補助対象外経費を含め、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 2,000 円</p> <p>(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 5,315,861 円 5,318,440 円</p> <p>補助金額 3,543,000 円 3,545,000 円</p> <p>(差額)</p> <p>2,579 円</p> <p>2,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書の内容を十分に確認し、補助対象経費の算定を適切に行う。</p> <p>過大に受領した補助金の返還を行うため、対象外経費となった収入印紙について、還付手続きを行っている。(令和2年5月補助金返還予定)</p>

監査対象団体	佐賀県人権・同和教育研究協議会
所管課	学校教育課
監査執行年月日	令和元年6月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助事業に要する旅費の計算誤り等により補助対象経費が過大となっていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 10,008,152 円 10,010,050 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">1,898 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過払金は令和元年7月31日に返納した。</p> <p>幹事会・理事会の承認を経て、2018年度一般会計決算書及び2019年度予算書の修正を行った。</p> <p>今後の再発防止のために、会計事務担当職員と事務局長で二重に確認しながら処理を行っていく。</p> <p>年度途中(11月)に、重複支給が生じていないか、支出状況の確認を行う。</p> <p>事務局員及び研究局員については、受給者ごとに旅費受給一覧表を作成し、重複がないか確認を行う。</p>

監査対象団体	肥前さが幕末維新博推進協議会
所管課	文化課
監査執行年月日	令和元年6月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担事業に係る現金収納手続に関し、適正でないものがあった。</p> <p>会計規程で金銭を収納したときは、直ちに取扱金融機関に預金しなければならないと規定しているが、入場料の収納手続が遅延していた。</p> <p>平成30年4月5日 入場チケット販売 13,200 円現金収納</p> <p>平成30年4月19日 13,200 円 預金通帳払込</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>団体は解散しているが、今後、同様の事業を行うに当たっては、会計規程に従い、現金を収納したときは速やかに取扱金融機関に預金する等、手続を適正に行っていく。</p>

監査対象団体	佐賀県大規模国際スポーツ大会キャンプ誘致推進協議会
所管課	スポーツ課
監査執行年月日	令和元年10月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 現金の管理で適正でないものがあつた。 協議会会計処理規程で金銭の収支については、帳簿等に整然かつ明瞭に記録することが定められ、平成30年度は現金出納簿を作成していたが、令和元年度は現金出納簿を作成していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査後速やかに令和元年度分現金出納簿を作成した。再発防止のため、適切な書類の作成について確認を徹底していく。</p>

監査対象団体	虹の松原保護対策協議会
所管課	有明海再生・自然環境課
監査執行年月日	令和元年7月29日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあつた。 業務委託契約書で、委託業務が終了したときは、速やかに備品を委託者に引き継ぐと規定されているが、備品の引継ぎ手続き等がなされていなかった。 また、当協議会では備品台帳等による管理がなされていなかった。</p> <p>(2) 負担事業に係る事務に関し、検討を要するものがあつた。 松原内のゴミ清掃事業を行う2団体への清掃費の支払い、及びボランティア活動者への機械損料等相当額の支払いについて、その根拠が整理されていなかった。支払いの根拠等を整理されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、委託業務が終了した後、速やかに委託者へ備品引き継ぎを行う。また、備品台帳を整理した。</p> <p>令和2年度より松原内のゴミ清掃作業を行う2団体への清掃費の支払いについて、その根拠が分かるよう各団体と年間契約を結び整理したい。また、機械損料等相当額の支払いについては、「虹の松原再生・保全活動事業実施要綱」に機械損料等相当額の支出に関する条文を加え改正したい。</p>

監査対象団体	株式会社マベック												
所管課	建築住宅課												
監査執行年月日	令和元年10月16日												
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理事業に係る事業計画の変更に関し、適正でないものがあった。 事業計画を変更する場合に必要な県の承認を得ていないものがあった。</p> <p>承認を得ていないもの</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(計画)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給湯器取換 筋原</td> <td>30戸</td> <td>25戸</td> </tr> <tr> <td>火災報知器取換 旭</td> <td>64戸</td> <td>63戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(256個)</td> <td>(253個)</td> </tr> </tbody> </table>		(計画)	(実績)	給湯器取換 筋原	30戸	25戸	火災報知器取換 旭	64戸	63戸		(256個)	(253個)	<p>(措置の内容)</p> <p>所管課から事業計画書の変更協議に用いる様式を制定したので適正な事務処理を行ってほしいとの通知があった。 これを受けて、今後、事業計画を変更する場合は適正に行うこととする。</p>
	(計画)	(実績)											
給湯器取換 筋原	30戸	25戸											
火災報知器取換 旭	64戸	63戸											
	(256個)	(253個)											

2 - 2 各所管課・関係課に対するもの

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	消防防災課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県消防協会
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、旅費の計算誤りや団体の運営業務との費用の按分誤りにより、補助対象経費が過大に記載された実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 7,653,309 円 8,366,094 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">712,785 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、実績報告書の内容を十分に確認するとともに、特に補助対象経費については補助対象外経費を含まないよう審査を徹底する。</p>

所 管 課	法務私学課
監 査 対 象 団 体	学校法人福岡保健学院
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助金額の算定を誤った実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 18,000 円</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助金額 3,000,000 円 3,018,000 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">18,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>申請書の様式について、補助金額の算定方法に係る注記を付す改正を行い、令和元年9月27日付けで補助事業者に対して通知し、今後の事務の適正化を図った。</p> <p>今後の審査にあたっては、交付要綱確認のう え行うなど、再発防止を図っていく。</p>

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	株式会社読売旅行ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象事業の条件で検討を要するものがあった。</p> <p>本補助事業では、佐賀空港の利用促進と県内への観光客誘致促進を図るために、佐賀空港利用の団体旅行客 1 名あたり、片道利用で 3,000 円、往復利用で 6,000 円を旅行社に補助している。</p> <p>交付対象となる団体旅行は、佐賀県内の宿泊施設に 1 泊以上有償宿泊するもの又は佐賀県内の観光地点一箇所以上を目的地として設定するものとされており、観光地点は、来訪者が購買あるいは体験できる場所であることを要件として運用されている。</p> <p>観光客誘致の目的は、観光消費などの経済波及効果を高めることにあると考えるが、具体的な行程をみると、9 割以上は県内での宿泊はなく、県内観光地への立ち寄りも、佐賀空港へ到着後、長崎県や熊本県などの県外観光地に行く途中で、あるいは県外観光地を回ったあと、佐賀空港に行く途中で、立ち寄るのみのものが相当数あり、補助目的を踏まえ適切なものか疑問に思われる。</p> <p>補助目的を踏まえた目的地・行程の要件を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>この取組は、観光客の誘致と佐賀空港の利用促進を目的としている。</p> <p>県では、県民の利便性の確保のため、東京便の 5 便維持はもとより、県民から要望が多い増便も目指しており、そのためには、北部九州の中心に位置する九州佐賀国際空港を拠点とし、県民や県内宿泊客だけでなく、福岡県南西部の方や県外に宿泊する方を含めた大きな人の流れをつくるのが重要である。</p> <p>このため、引き続き、県民をはじめとする利用者の利便性向上に向けて、東京便の利用促進に取り組んでいくが、今回の指摘をふまえ、今後は県内宿泊に繋がる商品造成を旅行会社により一層働きかけるなど、県内宿泊観光客数の増加にも努めるとともに、改めて旅行会社や首都圏観光客のニーズも把握し、効果的な見直し等を検討していきたい。</p>

所 管 課	文化課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人はる
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を提出期限後に受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 8,987,003 円 9,621,656 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">643,653 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>

<p>募集要項では、事業完了前に概算払で支払うことが可能な額は、補助金交付決定額の5割までとなっているが、全額が概算払で交付されていた。</p> <p>補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金の申請から交付決定までの期間が、補助金交付要綱に定める標準的な期間（40日）を大幅に超えていた。</p> <p>補助金の交付申請日 平成30年7月3日 補助金の交付決定日 平成31年2月1日 （処理期間214日）</p>	
---	--

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県バスケットボール協会
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県の提案で、障害者スポーツの普及、2023年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の啓発のため、当日の映像を用いてプロモーションビデオを制作（金額500千円）させているが、その活用計画の確認が十分でなく、事業実施前の変更承認手続きも行わせていなかった。また、補助金交付要綱に財産処分制限項目を規定していなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>当該財産処分の制限をする期間を定めるとともに、その活用計画の作成について、令和元年7月30日付けで団体に対し通知、今後の事務の適正化を図った。</p> <p>また、今後、補助事業等の内容に変更が生じた場合、事業実施前に変更承認手続きを行うなど、事務の適正化を図っていく。</p>

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	株式会社百姓屋
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助事業者は、鶏糞を短時間で高品質な堆肥とするための機器を補助事業で導入し、鶏糞を補助事業者内部で堆肥化、販売することで自己中間処理量を増やし外部への委託処理量を減らすという目標を設定し事業に取り組んでいる。</p> <p>しかし、堆肥の販売は増加せず、自己中間処理量も外部への委託処理量も事業実施前とほぼ同じ水準にある。</p> <p>補助金交付決定に際し堆肥の市場化の可能性といった補助事業計画の実現可能性を審査項目に加えるなど審査の充実を検討されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>補助金の交付決定をする際には、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの促進、または最終処分量を抑制する等の事業計画が実現可能かどうかについても審査項目に加え審査を行う。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人嬉野町社会事業助成会ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>施設整備等の後年度の支出に備えた積立金を補助対象経費としているが、その処分に 関する規定を定めるとともに、積立金の使用 計画には、補助金充当額を記載することを検 討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、補助金交付要綱の改正を検討する。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	医療法人財団友朋会ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>補助金額の算定は、基準額と対象経費の実 支出額とを比較して行うが、補助金交付要綱 で、基準額の算定に必要な保育施設設置者の 負担能力指数による調整率を算出するため の資料を、交付申請の様式には定めているも の、実績報告においてはこれを定めていな いので、要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>要綱改正を行い、令和元年度事業以降は実績 報告時に調整率確認が可能となるようにした。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	株式会社 Nursing Care Plus ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>当該補助金は、訪問看護ステーションの規 模拡大のための訪問看護職員の新規雇用に 係る人件費や備品整備等を対象経費として いる。</p> <p>この事業では、補助対象となった新規雇用 職員が継続して勤務することが事業効果を 高めるうえで非常に重要である。</p> <p>そのため、補助事業の効果が検証できるよ う、事業完了後一定期間、補助対象となつた 新規雇用職員の在籍状況について把握でき るような仕組みを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、事業効果を検証できるような仕組みを 検討する。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人光の園
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>予算書では、外構、解体、備品等は補助対象外としているが、これらの経費が補助対象外となることについて補助金交付要綱で明記されておらず、申請者に周知もされていなかった。</p> <p>また、実績報告の審査に当たっては、詳しい工事内訳書が必要であるが、その提出を求めることなく額の確定を行っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今までの事例を踏まえ具体的に補助事業者が対象経費をイメージしやすいよう、補助事業実施の際に説明を行うこととする。</p> <p>また、実績報告時は詳細な工事内訳の提出を求め、今後適正な審査に努める。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人はるほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>要綱では佐賀県福祉のまちづくり条例に係る施設整備基準に適合させることを求めているが、廊下の幅について基準と異なる箇所があった。施設の実情を踏まえて、要綱の改正等、適切な対応を検討されたい。</p> <p>【社会福祉法人はる関係】</p> <p>(2) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書では、補助事業の財源として借入金を充当することが予定されていたが、借入れに伴う抵当権設定の予定の有無についての確認が不十分だった。</p> <p>【特定非営利活動法人風のつばさ関係】</p> <p>(4) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書では、補助事業の財源として借入金を充当することが予定されていたが、借入れに伴う抵当権設定の予定の有無についての確認が不十分だった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>適合性について、施設の実状を踏まえて判断できるよう平成30年9月13日付けで要綱を改正した。</p> <p>抵当権設定の承認申請を提出させ、現在、令和2年3月19日付けで国に対して抵当権設定の承認申請を行っている。</p> <p>今後は、交付申請時の審査において、借入金がある場合は、抵当権設定の有無を十分確認するとともに、実績報告時においても抵当権設定の有無を確認する。</p> <p>補助事業者に対して根抵当権の抹消を指示し、改めて抵当権設定の承認申請を提出させ、現在、令和2年2月13日付けで国に対して抵当権設定の承認申請を行っている。</p> <p>今後は、交付申請時の審査において、借入金がある場合は、抵当権設定の有無を十分確認するとともに、実績報告時においても抵当権設定</p>

<p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 36,544,070 円 37,549,440 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">1,005,370 円</p>	<p>の有無を確認する。</p> <p>今後は、実績報告時の審査において補助対象外経費が含まれていないかどうか審査を徹底する。</p>
---	---

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>補助金額の算定は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して行うが、補助金交付要綱で、基準額の算定に必要な保育施設設置者の負担能力指数による調整率を算出するための資料を、交付申請の様式には定めているものの、実績報告においてはこれを定めていないので、要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>【医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院関係】</p> <p>(2) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>休日保育日数が誤っていたため、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 8,000 円</p> <p>また、補助金額に影響はないものの、実績報告書に補助金算定の基礎となる保育児童数、保育士数が誤って記載されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>要綱を改正し、該当様式を実績報告書にも添付した。</p> <p>今後このようなことがないように、実績報告書の確認を十分に行い、補助事業者に対する指導を徹底する。</p> <p>なお、過大補助金交付額8,000円については、返還され、令和2年1月に収納した。</p>

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費が含まれ、また、補助対象経費の内訳に誤りがある実績報告書を受理していた。</p> <p>実績報告の審査にあたり、実地の検査を行うなどして、実績報告の根拠となる証拠書類等の確認を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書の審査にあたり、補助対象経費の一覧表の提出のほか、必要に応じて実地検査を行い、実績報告の根拠となる証拠書類等の確認を徹底する。</p>

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>備品購入費を補助対象経費としているが、補助金交付要綱に財産処分の制限項目を規定していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>令和2年3月17日付けで補助金交付要綱の改正を行い、財産処分の制限項目を追加した。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人私立幼稚園・認定こども園退職金社団
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>補助事業者は、私立幼稚園等教職員の将来の退職金の財源とするため、私立幼稚園等からの負担金と佐賀県私立学校退職基金社団等補助金を資産に積み立て運用しているが、元本保証がない債券で運用しており、運用リスクを十分に把握しているとはいえない状況にある。</p> <p>国は、国庫補助金等により造成された基金等を保有する法人に対し補助金等交付要綱等に基づく指導監督を行うこととされている。本件補助事業においても国の取扱いを参考に、安全な資産運用を行うことを補助金交付の条件とすることについて検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>当該補助金に係る資産について、安全かつ有効な方法で運用を行うことを補助金交付の条件とする旨、交付要綱の改正を行った。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人真生学園ほか
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>障がい児教育に従事した教員について、従事割合に応じ補助対象経費を算定することになっているが、実績報告書を審査する際に、従事割合の根拠を確認できる資料が添付されておらず、所管課が補助事業者に割合の根拠を確認していた。</p> <p>実績報告書の審査が迅速かつ適切に行われるよう、従事割合の根拠を確認できる資料を実績報告書の添付様式として追加するなど所要の措置を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>教員の従事割合が確認できる資料を実績報告書の添付様式として追加した。</p>

所 管 課	産業人材課
監 査 対 象 団 体	職業訓練法人武雄職業訓練運営会
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の土地の賃借料が含まれる実績報告書を受領し、額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 6,257,963 円 6,267,963 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">10,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>団体に対し、修正事項を周知し、今後の実績報告書の提出に関し、正確な作成を依頼し了承を得た。</p> <p>担当課として、補助金の補助対象経費の再確認を行い、今後の事務の適正化を図った。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>有害鳥獣捕獲を狩猟者団体へ委託するために要する経費を補助対象としているが、補助事業者と狩猟者団体との間で結ばれた委託契約の業務内容及び経費内訳が明確になっていなかった。契約内容等を明確にさせるとともに、その実績把握の方法について改善を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業者と狩猟団体との間で結ばれた委託契約の契約内容等を明確にするよう補助事業者に指導した。</p> <p>また、佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱を改正し委託経費内訳が明確になるよう改善を図った。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	鹿島嬉野森林組合
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>団体の交付申請の誤りにより、過大に補助金を交付していた。</p> <p>交付申請の審査にあたり、交付申請の根拠となる資料の確認を徹底されたい。</p> <p>過大補助金交付額 1,640 円</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助金額 16,017,920 円 16,019,560 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">1,640 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県造林事業実施要領中の社会保険等の加入状況調査表に、「70歳以上は厚生年金保険に加入できないため、注意すること」との表記を追記し、今回と同様の事例を未然に防ぐこととした。</p> <p>補助金交付申請の検査を行う農林事務所に、今回の指摘内容を周知し、確認を徹底するよう通知した。</p> <p>過大補助金交付分は、令和2年度に返納させるよう対象団体と調整中である。</p>

所 管 課	水産課
監 査 対 象 団 体	佐賀県有明海栽培漁業推進協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受理し、額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 2,000 円</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 5,315,861 円 5,318,440 円</p> <p>補助金額 3,543,000 円 3,545,000 円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">2,579 円</p> <p style="text-align: center;">2,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、補助対象外経費を含めないよう、実績報告の審査を徹底する。</p>

所 管 課	河川砂防課
監 査 対 象 団 体	水源地域連携・活性化促進協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>経費の配分の変更を大幅に行う場合、補助目的の達成が困難となるおそれがあるため、知事の承認が必要な補助対象経費区分間の金額の変更率を定めることを検討されたい。</p> <p>(2) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金で備品が取得されているが、財産処分制限の規定を定めていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金交付要綱を改正し、補助事業に要する経費の配分のうち各経費区分間の 20 パーセントを超える金額の変更を行う場合は知事の承認を必要とすることとした。</p> <p>補助金交付要綱を改正し、補助事業により取得した備品について財産処分制限の規定を定めた。</p>

【指定管理団体関係】

所 管 課	男女参画・女性の活躍推進課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 団体の指導で不十分なものがあつた。 指定管理者の施設の管理業務の範囲外となる事務室等を財団が使用していることから、その区域の使用許可手続きが必要となるが使用許可申請書が提出されていなかった。 団体に対する指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 提案型事業の審査で不十分なものがあつた。 財団職員に対する自己啓発促進助成を指定管理業務の提案型事業として承認していたが、指定管理業務に従事する職員に限定していなかったこともあり、指定管理業務と異なる業務に従事する職員が対象となつていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>令和2年2月4日付けで財団に対して通知し、今後の事務の適正化を図つた。</p> <p>令和2年2月4日付けで財団に対して通知し、今後の事務の適正化を図つた。</p>

所 管 課	建築住宅課
監 査 対 象 団 体	株式会社マベック、川原建設株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理業務で検討を要するものがあつた。 指定管理業務の計画修繕で修繕内容の追加・変更及び実施年度の変更が行われていたが、協定書にその手続きについて定めがなかつた。関係課と協議し、その手続きについて協定等に定めることを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>協定書第15条第3項の規定による事業計画書の変更協議に用いる様式を制定した。</p>